るのか、食料をどう確保するのか。どこの国が、放射能にまみれた自動車や商品を買い入れてくれるのか。１基の原子炉の大事故で、我が国は確実に崩壊する。これが、たった一つの原子炉の事故が引き起こす事態なのだ。

（７）３８の原発建設計画のうち既に３６の計画が中止となり、チェルノブイリ１、２、３号も運転停止に追い込まれた。

このような、国と社会の崩壊という現実に直面したソ連では、前回書面で明らかにした、原発建設計画の中止・廃棄の動きは更に広がり、同事故以来、ソ連にあった３８の原発建設計画のうち、既に３６の計画が、国民の反対で撤回された（甲２９号証の１１）。

原子力発電部門は、今後は、既設原発の維持と保全管理が主な仕事ということになる。これは、事実上の、原発からの撤退につながることである。また、同じく前回書面の最後に示した稼働中のチェル原発１、２、３号炉の運転停止・廃炉を求めるソ連国民の声は、ここ数か月の間に強大なものとなり、白ロシア共和国最高会議が正式に運転停止決議を挙げたのに続いて、同原発の建つウクライナ共和国最高会議においても、遂に、同原発を５年以内に運転停止する決議を採択した（右号証）。

（８）結論

以上、明らかになったソ連チェルノブイリ原発４号炉事故、即ち一つの原子炉の引き起こす大災害の現実に照らした時、起こるとは考えられないが一応考えておくーという仮想事故においてさえ「原発敷地境界から外の最大被曝をうける場所は、敷地の境界」とする、まさに人を喰った被告ら主張が、現実で乗り越えられた今となっては、本件審査が、いかに恣意的で、かつ非科学的なものであるかの“証拠物件”になっている。

このようなズサンで恣意的な審査は到底、審査とは言えず、この審査にもとづいた本件許可処分も直ちに取り消されねばならない。

（１頁から続く）“長持ち燃料”を初めて採用したのは関西電力で、今年２月から高浜３号炉で使っている。それにならった四国電力は、定検時に取り出す燃料棒の数が減って、燃料再処理の負担が減り安全性が増す、と弁明している。それは全くの詭弁である。燃料棒が破損し易いことを隠しているだけではなく、燃料の燃焼度が増すほど再処理が困難となり危険が増えることをごまかしているからである。四国電力も、経済優先こそ大事故の源、という教訓を学ぼうとはしていない。

会計報告（’90.8/1～8/31）

収入	
会費	９，０００
ニュース講読料	１１３，５００
カンパ	４，０００
計	１２６，５００
支出	
ニュース印刷代	１６，４８０
郵送料	１１，５１９
振替手数料	５８０
ゼロックスリース料	１０，３００
計	３８，８７９
差引	８７，６２１
積立金合計	２，９２５，４６７

伊方訴訟ニュース

第205号
1990年９月15日

伊方原発訴訟を支援する会

連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル
藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

経済優先を強行する伊方原発
危険な“長持ち燃料”を使用

さる７月２６日、四国電力は、伊方原発の１、２および３号炉の核燃料を、今より長期間使用できる“長持ち燃料”に取り替えることを決め、通産大臣に変更申請を提出した。

“長持ち燃料”とは、核燃料に含まれている“燃えるウラン（ウラン２３５）”の量、つまり濃縮度を高くし、燃料棒あたり取り出せるエネルギー（燃焼度という）を大きくした燃料のことである。こうした燃料を使うことで、経済効率を高めようというのである。

現在、原子炉の連続運転期間は、電気事業法によって、最長１年プラス１ヵ月と定められている。通産省と各電力会社は、この期間を３ヵ月程度延長することで、原発の稼働率を高め、経済効率を高めようと、数年前から計画を進めて来ていた。“長持ち燃料”もそのためのものである。

燃料の燃焼度を高めると、それだけ燃料棒の中にたまる“死の灰”の量が増える。そのことと、燃料棒を長期間炉心に入れておくこととで、燃料棒の被覆管の傷みがひどくなり、危険が増える。

各電力会社では、これまでに試験用の“長持ち燃料”を使った結果、安全性は確かめられている、と説明している。その結果も疑わしいが、大事なことは、これまでの試験は、平常運転時だけであり、一次冷却水が無くなるような厳しい条件では、全く試験されていないことである。（４頁に続く）

２号炉第４１回公判
１９９０年１０月４日（木）午前１０時
松山地裁大法廷

前回までの公判で原告側は、鬼気迫るチェルノブイの惨状を、事実に基づいて明らかにし、「明日は我が身」となるかも知れない原告ら住民の思いを訴え続けてきた。そして、たった１２頁の書面と全く事実を反映していない証拠書類しか提出していない国側に、明確な対応を求めてきた。

これに対して国側は、前回の法廷で、「次回には証人を申請したい」と、弁論を打ち切り、原告らの切実な訴えを無視し、逃亡する姿勢を示した。

もしそうした挙に出るなら、当然、原告らの手厳しい反撃が予想され、裁判長の判断も含め、緊迫した法廷となるだろう。奮闘する原告らに熱い支援を。

原告準備書面

ーチェルノブイリ原発事故と
災害評価の失当（５）ー
（１９９０年６月７日提出）
（その３）

（４）ヨーロッパの人々が生殖能力を失うことは避けようがないーと、オーストリアの医学博士が警告（続き）

また、フランスの医学誌「ル・ジェネラリスト」２月２０日号でも、現地調査を行なった医師が「ソ連では、３千５百万人が危険地帯に住んでいる」と報告（同右号証、ｐ１１６）。

更に、４月には、ソ連の最高会議の席上、ドグジェフ副首相が「ウクライナ、白ロシア、ロシア各共和国の放射能汚染地域から、１９９３年までに、更に１８万人から２０万人を避難、移住させなければならない」と言明。事故から４年目にして、遂に、連邦政府自身が、公式に、３０Ｋｍゾーンより外の地域に、放射能汚染の危険地域が存在していることを確認したのである。

従って、被告が１９８６年１２月と、１９８７年９月に提出したソ連の発表をうのみにしただけの「ソ連原子力発電所事故調査報告書」の被ばく実態に関する主張も、当のソ連政府自体が否定するものとなってしまったのである。被告は、この期に及んでも、右二つの証拠が、今も証拠として足りうると主張するのか。明確にその見解を明らかにしなければならない（甲２９号証の５）。

また副首相の発言を伝えた右記事では、「ウクライナ共和国だけでも、３５０万haの農地を含む５００万haの地域が放射能で汚染され、白ロシア共和国では、住民の５分の１が放射能汚染にさらされ、農地の２０％が汚染のため利用できなくなっている」と明らかにしている。白ロシア共和国だけで、４００万人もの人々が汚染にさらされているというのである。クーリア紙の記事を更に上回る事実が、次々と明るみに出てきたのである。

（５）「子供達を救え」ソ連からの救援の訴えと、世界と日本で起きている救援活動。

「私達は悲劇を味わっている。それは骨髄に、そして血液にまで達している。私達が耕す土地は汚れている。私達が収穫する実りが私達を病気にしているのだ。人々が死んでいく。犠牲になっているもの、その多くが子供達なのだ。私達は救いを求める声を全世界に送った。しかし、一帯誰が私達を救けることができるだろう」。白ロシアのロシア正教会のフィラレット主教の云葉である。フィラレット主教は、長い間、政治家達が隠し続けていた被害の実態を、科学アカデミーの調査をもとに把握し、救援を世界に求めたのである（甲２９号証の２、ｐ３４，ｐ３５。２９号証の４、ｐ１０９，ｐ１１１）。

この訴えに応えてクーリア紙の取材と特集記事が生まれ、世界の人々が、遂にチェル原発事故４年目の地獄の姿を知ったのである。それでも、最近まで、この訴えを、誰も「公式」には認めようとしなかった。しかし、３月７日、白ロシア共和国の最高会議幹部会と閣僚会議の連名による救援のアピールがウイーンで発表されるにおよび、遂に、誰もこの恐るべき実態を隠すことができなくなったのである（甲２９号証の６）。そして国際原子力機関（ＩＡＥＡ）すら、自体を無視できなくなり、ソ連に特別調査団を送ることになった（同右）。

「ソ連の子供達は、今、囚人のように家の中に閉じ込められている。子供達は１２時間もの間、閉ざされたバスに乗り、兵舎と化した学校へと向かわされる。野外スポーツ授業は禁止され、アスファルトで覆われた土と、学校の壁の中で、子供達は老人のような生活を送っている」と西ドイツの救援グループの人々も訴える（甲２９号証の２、ｐ５５）。

本年４月２４日、広島市を訪れたソ連ウクライナ共和国のキエフ小児科学研究所放射線医学研究室のアレキサンダー・ヤコブレフ研究室長は「ソ連全体では、白ロシア共和国などにも、事故で放射能が広がり、５５０万人に何らかの影響が出た。そのうち１７１万人は子供達だった。妊婦には貧血、妊娠中毒が多発している」と証言し、「放射能にさらされた子供らの将来が心配だ。ソ連では放射能測定器、注射針、新鮮な食料など、あらゆるものが不足している。援助をお願いします」と訴えた（甲２９号証の７）。

原告らが、チェル事故の年の９月に提出した書面で、「この『ガン死』の世界中での被害者の大多数は、実は幼い子供達と、これから生まれる子供達にこそ『集中』するのだという事実を、我々は決して忘れてはならない」（同書面、ｐ１９，ｐ２０）と断言したことが、３年半たった今、不幸にも、事実となって現われ初めているのである。

被曝した子供達が余りにも多過ぎるため、ソ連国内では間に合わず、既に、イスラエル、キューバなどの各国に、重症の子供達が送られ、専門病院で治療をうけている（甲２９号証の２、ｐ４０，ｐ４１．同号証の８）。

また我が国においても、広島県原水禁が救援募金や物資の提供の呼び掛けを始めており、愛媛県内でも、被害者救援の活動が始まっている（甲２９号証の７。同号証の９）。

「国際化時代の経済大国として、世界に対し、それ相応の責任を果たしましょう」と口を開けば言いたてている政府、被告らの「責任」は、まさに、現在、このソ連の被曝被害者らに対して果たされるべきである。

（６）遂に、白ロシア共和国の１００Ｋｍ圏内から１００万人が避難の事態に。

本書面を準備中に、更に新たな事態が明らかになった。５月２４日まで、日本を訪れていた白ロシア科学アカデミー物理有機化学研究所のウラジミール・Ｍ・コレシコ教授が、「白ロシア共和国では、今年中に１００万人の住民が安全地域へ避難することになる」と明らかにしたのである。注意しなければならないのは、この避難地域とは、チェル原発から１００Ｋｍいないの地域のことである。

しかし、既に、本書面の証拠で明らかな通り、今回の避難しなければならない１Ｋｍ^{2}あたり５キューリから１５キュリーという汚染地域は、チェル原発から３００Ｋｍ～４００Ｋｍ離れた地域にも広範に存在している。従って事態は、今回の１００万人の避難にとどまることにはならないことは誰にでも予測がつくことである（甲２９号証の１０）。

人口密度１Ｋｍ^{2}あたり９８人の白ロシアでの１００万人の避難は、人口密度１Ｋｍ^{2}あたり３１６人の我が国の場合なら、３００万人を越える避難者数となる。国土の４分の１以上を失った挙げ句に、残った土地のどこにこの莫大な被災者をうけ入れることができ